

特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物）収集運搬業許可申請書審査表（新規・更新・変更）

【添付書類】Ⅱ（省令第10条の12第3項）

PCB廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）の収集運搬業を行う場合は、【添付書類Ⅰ】に加え以下の記載又は書類が必要。

No	添付書類	添付	審査	審査内容
⑩	事業計画の概要を記載した書類 (5) 環境保全措置			(省令様式第6号の2 5面) ・ガイドライン※「2.2.2 漏洩の点検、漏洩防止措置」「2.2.4 積み、積下しの方法」及び「2.2.7 液抜き・解体」に掲げる措置等について記入。 ・積替え・保管を行う場合は、さらに、ガイドライン※「2.2.6 積替え・保管施設」に掲げる措置等について記入。
⑪	事業の用に供する施設(積替え・保管の場所を除く)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書			(任意様式)
	ア 運搬容器の写真等(第1号)			(省令様式第6号の2 6面) ・運搬容器の写真(前面(真正面)・側面(真横)各1枚)・収集運搬車両及び運搬容器について、ガイドライン※「2.3 表示・標識」に規定する表示等が行われていること。
	イ 運搬容器の構造図(第1号)			・ガイドライン※「3.1 運搬容器の基準」「3.2 運搬容器の種類」及び「3.4 運搬容器の選定」に適合した構造、措置が講じられていることが十分把握できること。 ・運搬容器は、ガイドライン※「3.3 運搬容器の試験」に規定する所要の検査に合格したものであり、当該検査に係る試験成績書等が添付されていること。
	ウ 連絡設備等の概要を記載した書類(第2号)			・収集運搬車両ごとの運行状況の把握や事故等の緊急時における関係者への速やかな通報に必要な、電話(携帯電話、PHS)、無線機、全地球測位システム(GPS)等について記入。 ・ガイドライン※「5.2 緊急連絡体制」に規定する緊急連絡体制図(緊急連絡網)及び緊急時対応マニュアルが添付されていること。
	エ 事故時における当該PCB廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類(第3号)			・ガイドライン※「5.1 事故の未然防止」に規定する応急措置設備・器具について、一覧表と写真及びマニュアル等が添付されていること。 ・設備又は器具は、事故の応急措置に十分対応できる仕様、数量等であること。
⑫	その業務に直接従事する者が規則第10条の13第2号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類(第4号)			PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会修了証の写し
⑬	日本環境安全事業(㈱北九州事業所に係る)入門許可証の写し			(該当する場合に提出。任意の提出で可。)

留意事項

：「用語」については「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成16年3月(平成23年8月改訂)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」による。また、「ガイドライン」とは、本ガイドラインを示す。